

被扶養者の認定における年間収入の取扱いに係るQ & A

Q1 労働契約内容によって年間収入を判定することにした趣旨は何か。

A 認定対象者の年間収入については、認定対象者の過去の収入、現時点の収入または将来の収入の見込みなどから、所定外賃金の見込みを含めた今後1年間の収入見込みにより判定をしているところですが、就業調整対策の観点から、被扶養者認定の予見可能性を高めるため、労働契約段階で見込まれる収入を用いて被扶養者の認定を行うこととしたものです。

そのため、労働契約に明確な規定がなく労働契約段階では見込み難い時間外労働に対する賃金等（以下、「臨時収入」という。）は、被扶養者の認定における年間収入に含まないこととなります。

Q2 労働契約で定められた賃金から見込まれる年間収入が収入限度額未満であるとは、具体的にどのような場合か。

A 労働条件通知書等の労働契約の内容が確認できる書類（以下、「通知書等」という。）において規定される時給・労働時間・日数等を用いて算出した年間収入の見込額が収入限度額未満である場合を想定しています。

そのため、臨時収入は年間収入の見込額には含まないこととなります。

Q2-2 労働契約内容により年間収入が判定できない場合（例えば「シフト制による」といった労働時間の記載が不明確な場合、契約期間が1年に満たない場合等）にはどのように年間収入を判定するのか。

A 労働契約内容による年間収入の判定ができないため、従来どおり、給与明細書や給与支払（見込）証明書など、所得に関する書類等により年間収入を判定することとなります。

Q2-3 認定対象者が複数事業所で勤務している場合、各事業所の通知書等を提出する必要があるか。その場合、どのように年間収入を判定するのか。

A 認定対象者が複数の事業所において勤務している場合には、当該各事業所に係る通知書等の提出が必要となります。そのうえで、各事業所の通知書等に記載された内容に基づき、本通知による取扱いに従い年間収入の見込額を個別に算定し、これらを合算して年間収入を判定します。ただし、提出された通知書等のいずれかにおいて労働契約内容による年間収入を算定できない場合（一部の事業所の通知書等しか提出がない場合も含む）は、従来どおり、給与明細書や給与支払（見込）証明書など、所得に関する書類等により年間収入を判定することとなります。

Q3 労働契約内容が確認できる書類の提出がない場合、どのように年間収入を判定するのか。

A 労働契約内容が確認できる書類の提出がない場合は、従来どおり、給与明細書や給与支払（見込）証明書など、所得に関する書類等により年間収入を判定することとなります。

Q4 労働契約に明確な規定がなく、労働契約段階では時間外労働の見込みがなかったが、扶養認定時点では経常的に時間外労働が発生している場合は、どのように年間収入を判定するのか。

A 労働契約に明確な規定がなく労働契約段階では時間外労働の見込みがなかったのであれば、扶養認定時点で時間外労働が発生したとしても、本通知による取扱いにより年間収入を判定することとなります。

Q5 給与収入以外に他の収入（年金収入や事業収入等）がある場合、年間収入はどのように判定するのか。

A 従来どおり、給与明細書や給与支払（見込）証明書など、所得に関する書類等により年間収入を判定することとなります。

Q6 被扶養者の認定の適否に係る確認については、どのように実施するのか。

A 通知書等に加え所得証明書をご提出いただきます。場合によってはその他所得に関する書類等の提出を求める場合があります。

Q7 被扶養者の認定後、被扶養者の認定の適否に係る確認において、市区町村発行の所得証明書や、所得に関する書類等により、臨時収入によって結果的に年間収入が収入限度額以上となっていることが判明した場合は、被扶養者の認定を取り消すのか。

A 被扶養者の認定の適否に係る確認において、臨時収入によって結果的に年間収入が収入限度額以上となった場合であっても、当該臨時収入が社会通念上妥当である範囲に留まる場合には、これを理由として、被扶養者の認定を取り消すことはありません。

一方で、臨時収入の支給を前提として、通知書等において賃金や労働時間を不当に低く記載していたことが判明した場合など、当該臨時収入により実際の年間収入が社会通念上妥当である範囲を超えて収入限度額を大きく上回っていることが判明した場合には、被扶養者の認定を取り消すこととなります。

社会通念上妥当である範囲については、金額だけではなく、例えば恒久的な勤務時間の増加を伴わない一時的なものであるなど、臨時収入が発生した事情も踏まえ、総合的に判断することとなります。

Q7-2 認定時に瑕疵（認定時に提出した通知書等の記載内容に誤りがあり、差し替えがあった等）がある場合の取消日はいつになるか。

A 認定時に瑕疵があり、被扶養者の要件を満たしていないことが判明した場合には、認定時に遡って取り消すこととなります。

Q8 「労働契約の更新が行われた場合や労働条件に変更があった場合には、その都度、当該内容が分かる書面の提出を求める。」とされているが、時給、所定労働日数等に変動がない、単なる契約期間の更新においても条件変更の都度、内容が分かる書面等の提出が必要なのか。

A 内容に関わらず、労働契約の更新が行われた場合や労働条件に変更があった場合には、その都度、内容が分かる書面等の提出が必要となります。

Q9 本通知による取扱いとは令和8年4月1日から適用とのことだが、認定日を基準として取り扱うのか。

A お見込みのとおりです。本通知による取扱いは、認定日が令和8年4月1日以降となるものについて適用されます。なお、令和8年4月1日より前に遡って認定する場合は、従来の取扱いにより判定することとなります。